

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則（平成5年3月横浜市規則第24号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(第1条から第5条の2まで省略)</p> <p>(管理料の納付方法)</p> <p>第5条の3</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 芝生型納骨施設、<u>合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設、自動搬送式納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設</u>に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法（芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係るものに限る。）により納付しなければならない。</p> <p>3 合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る管理料は、<u>前納とする。</u></p> <p>(第4項及び第5項 省略)</p>	<p>(第1条から第5条の2まで省略)</p> <p>(管理料の納付方法)</p> <p>第5条の3</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係る管理料は、年度ごとに市長が指定した期日までに納入通知書又は口座振替若しくは自動払込みの方法により納付しなければならない。<u>ただし、自動搬送式納骨施設に係る管理料については、使用許可期間の残存期間の分を一括して納入通知書により前納することができる。</u></p> <p>3 合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設に係る管理料は、<u>前納とし、市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない。</u></p> <p>(第4項及び第5項 省略)</p>
<p>(焼骨に対する措置等)</p> <p>第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設（使用許可期間が30年間の場合に限る。）、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は自動搬送式納骨施設の利用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>	<p>(焼骨に対する措置等)</p> <p>第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設（使用許可期間が30年間の場合に限る。）、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は自動搬送式納骨施設の利用者（<u>第4項に該当する自動搬送式納骨施設の利用者を除く。</u>）が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。</p> <p>(第2項及び第3項 省略)</p>
<p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設又は日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設の利用者が、<u>前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。</u></p> <p>(第5項 省略)</p>	<p>4 合葬式慰霊碑型納骨施設若しくは日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設の利用者が前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったとき、<u>又は自動搬送式納骨施設の利用者が使用許可期間の満了日までに焼骨を合同埋蔵することを希望する旨の申出をした場合において当該使用許可期間が満了したとき（管理料</u></p>

<p>(メモリアルグリーンの休園日等)</p> <p>第18条の2</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 <u>メモリアルグリーンの開園時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、4月1日から9月30日までにあつては、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>(第3項 省略)</p> <p>(第19条から第23条まで省略)</p>	<p><u>に未納がないときに限る。)</u>は、市長は、条例第14条第2項の規定に基づき合同埋蔵することができる。</p> <p>(第5項 省略)</p> <p>(メモリアルグリーンの休園日等)</p> <p>第18条の2</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 <u>メモリアルグリーンの開園時間は、次のとおりとする。ただし、春分の日及び秋分の日</u><u>のそれぞれ3日前の日から3日後の日まで、7月13日から同月16日まで並びに8月13日から同月16日までにおける開園時間は、午前8時から午後6時までとする。</u></p> <p>(1) <u>4月1日から9月30日まで 午前8時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>1月2日から3月31日まで及び10月1日から12月30日まで 午前9時から午後4時まで</u></p> <p>(第3項 省略)</p> <p>(第19条から第23条まで省略)</p> <p>附則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---